

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）（不況業種）の 規定による認定申請について

1 認定条件

経済産業大臣が指定する業種（不況業種）に属する事業を行い、かつ、最近3か月間の売上高（建設業にあっては完成工事高）が前年同期の売上高に比して5%以上減少している事業者

※ 「最近3か月の売上高」

認定申請する月の前月から6か月の任意の月を起算月とします。

※ 以下①から③のいずれかを満たすこと。

イ―① 企業全体の最近3か月の売上高が前年比で5%以上減少している。

イ―② 主たる業種の最近3か月の売上高等かつ企業全体の最近3か月の売上高等が前年比で5%以上減少していること。

イ―③ 指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で減少していること。かつ、企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること。かつ、企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

2 尾張旭市に申請できる事業者

- (1) 法人 商業登記簿謄本に記載されている本店所在地、又は、主たる事業所が市内の事業者
- (2) 個人 営業所の所在地が市内の事業者（単なる個人の住居では不可）

3 認定に必要な書類

個人	法人	項	目
○	○	認定申請書〔様式第5（イ）-①または（イ）-②または（イ）-③〕	2通
○	○	実印	
○	○	申請書添付資料（イ）-①または（イ）-②または（イ）-③	1通
○	○	最近3か月及び前年同期の売上高を証明できる書類（試算表、売上帳等の写し）	
△	△	業種ごとの売上高が確認できる書類（複数の業種を営む事業者のみ）	
○		確定申告書（写し：貸借対照表、損益計算書も添付）	
	○	決算報告書（写し）	
	○	商業登記簿謄本（写し：申請日から3か月以内のもの）	
○	○	許認可証（写し：許認可等を要する業種を営む事業者は添付）	

※上記以外にも、認定に必要と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

※複数の業種を営む事業者については、業種ごとの売上高を確認できる書類を添付してください。

※代理人が申請する場合は、委任状を添付してください。

※認定書は、後日交付します。その際には、必ず実印をお持ちください。

4 問い合わせ先

尾張旭市役所 市民生活部 産業課 商工係

電話 0561-76-8132（直通）